

消 公 協 第 26 号
令和 5 年 1 月 31 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

河野 太郎
（公印省略）

託送料金の妥当性について（再意見）

託送料金の妥当性については、令和 4 年 11 月 29 日付け消公協第 261 号で貴職宛てに意見を発出し、消費者委員会答申（令和 4 年 11 月 28 日付け府消委第 175 号）で指摘された疑問点の解消に向けて必要な対応を早急に行うことを求めたところである。

貴省におかれては、電力・ガス取引監視等委員会における検討・検証など、意見に対して対応していただいたところであるが、疑問点の全てが解消されたわけではなく、新たに決定される託送料金について消費者の理解を十分に得るためにも、引き続き、以下の点について検討を求める。

1. 参照期間の費用の妥当性について

第 1 規制期間（令和 5 年度～令和 9 年度）の査定の基準となる参照期間（平成 29 年度～令和 3 年度）の一般送配電事業者各社の費用の妥当性について、引き続き検証作業を実施すること。また、検証の結果、必要があれば、第 1 規制期間中の託送料金の見直しも排除せずに検討すること。

2. コスト効率化の実効性について

一般送配電事業者は地域独占であり、必ずしもコスト効率化のインセンティブが働きにくい環境下にあることから、工事発注等において、十分に実効性のある取組が継続的に行われているかについて、定期的にモニタリングを行うなど、コスト効率化の実効性を引き続き検証すること。特に、サプライヤーの固定化に留意して検証作業を行うこと。

3. ミクロ視点の検証について

コスト管理・効率化の実効性を確保する観点から、マクロ視点からの分析のみならず、資材調達や工事発注の実務を含め、地域の実態をより精緻に把握し、関係企業ヒアリングや実査等を行うなど、ミクロ視点からの検証を行うこと。

4. モニタリングの体制について

第1規制期間中において一層の経営効率化を高めるためのモニタリングの枠組みについて今後検討することとされたところ、一般送配電事業者やその利害関係者、監督官庁から独立した第三者機関の設立も含めて、実効性を高める枠組みとすること。その体制において、民間企業の資材調達・工事発注の実務経験者等の参画など専門性を確保すること。

なお、現在審査が行われている規制料金の値上げ申請への対応に当たって、託送料金に関して指摘した点を参考とし、消費者の理解を十分に得られるよう求める。